○門真市立こども発達支援センター条例施行規則

平成26年３月31日門真市規則第36号

改正

平成29年１月26日門真市規則第３号

令和２年３月16日門真市規則第18号

門真市立こども発達支援センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、門真市立こども発達支援センター条例（平成25年門真市条例第４号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　門真市立こども発達支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前８時45分から午後５時15分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）　12月29日から翌年の１月３日までの日（前２号に掲げる日を除く。）

（利用の申請等）

第４条　条例第３条第１号に規定する障害児でセンターを利用しようとするものの保護者（以下「保護者」という。）は、門真市立こども発達支援センター利用申請書（様式第１号）に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の７第９項の規定により交付を受けた通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、センターの利用を許可したときは、当該申請をした保護者に対し門真市立こども発達支援センター利用許可書（様式第２号）を交付するとともに、保護者とセンターの利用に関する契約を締結するものとする。

３　保護者は第１項に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（届出）

第５条　保護者は、次のいずれかの事由が生じたときは直ちに、市長にその旨を届け出なければならない。

（１）　センターを利用しないこととなったとき。

（２）　センターの利用者又はその家族が感染症にかかったとき。

（３）　届出事項に変更があったとき。

（利用料の納付等）

第６条　条例第４条第１項に規定する利用料（以下「利用料」という。）は、センターを利用した月ごとに、市長が指定する日までに納付しなければならない。

２　保護者は、前項に規定するもののほか、給食費その他必要な実費を負担するものとする。

３　前項に規定する給食費の額は、通所受給者証に記載されている利用者負担区分が、生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯にあっては１食あたり70円、市町村民税所得割の額が280,000円未満の世帯にあっては230円、それ以外の世帯にあっては650円とする。

一部改正〔平成29年門真市規則３号・令和２年18号〕

（利用料の減免）

第７条　条例第５条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする保護者（当該年度の４月１日時点において満３歳から満５歳までの利用者の保護者を除く。）は、門真市立こども発達支援センター利用料減免申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、利用料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を門真市立こども発達支援センター利用料減免決定・却下通知書（様式第４号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

追加〔平成29年門真市規則３号〕、一部改正〔令和２年門真市規則18号〕

（入館者の遵守事項）

第８条　入館者は、センターの利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

（２）　建物等を破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。

（３）　騒音をたてる等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

（４）　所定の場所以外に出入りしないこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか、センター職員の指示に従うこと。

一部改正〔平成29年門真市規則３号〕

（細目）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成29年門真市規則３号〕

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（門真市立くすのき園条例施行規則及び門真市立さつき園条例施行規則の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

（１）　門真市立くすのき園条例施行規則（昭和50年門真市規則第32号）

（２）　門真市立さつき園条例施行規則（昭和50年門真市規則第33号）

附　則（平成29年１月26日門真市規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月16日門真市規則第18号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　月　日

門真市立こども発達支援センター利用申請書

門真市長（氏　　名）様

申請者（保護者）　住所

氏名　　㊞

門真市立こども発達支援センターを利用したいので、次のとおり申請します。

記

ふりがな		性別	男　・　女
児童氏名		生年月日	年　月　日（満　歳）
連絡先	（自宅）　　（緊急時）		

様式第２号（第４条関係）

年　月　日

門真市立こども発達支援センター利用許可書

（氏　　名）様

門真市長（氏　　名）㊞

年　　月　　日付けで申請がありました門真市立こども発達支援センターの利用について、次のとおり許可します。

記

ふりがな	
児童氏名	
利用期間	年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで
許可条件	

様式第３号（第７条関係）

門真市立こども発達支援センター利用料減免申請書

年　　月　　日

門真市長（氏　　名）　様

申請者　住所
（保護者）氏名　　印

門真市立こども発達支援センター条例施行規則第７条第１項の規定により、次のとおり門真市立こども発達支援センター利用料の減免を申請します。

記

ふりがな 児童氏名		男・女	生年月日	年　月　日
利用する事業	☐ 児童発達支援事業 ☐ 放課後等デイサービス ☐ 保育所等訪問支援事業			
利用料減免期間	年　月　日から　年　月　日まで			
減免申請の理由				

追加〔平成29年門真市規則３号〕

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

門真市立こども発達支援センター利用料減免決定・却下通知書

様

門真市長（氏　　名）　㊞

年　　月　　日付けで減免申請のあった門真市立こども発達支援センター利用料について、門真市立こども発達支援センター条例施行規則第７条第２項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

ふりがな 児童氏名		男・女	生年月日	年　月　日
利用している事業	□ 児童発達支援事業 □ 放課後等デイサービス □ 保育所等訪問支援事業			
減免決定	減免後のセンター利用料　　円 減免期間　　年　月　日から　　年　月　日まで			
減免却下				

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

　なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

　なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

追加〔平成29年門真市規則３号〕